



環 政 第 6 0 号
平成14年 7月10日

宮城県知事 浅野 史郎 殿
(土木部都市計画課扱い)

宮城県知事 浅野 史郎



仙塩広域都市計画（仮称）名取市下増田臨空土地地区画整理事業及び（仮称）名取市
関下土地地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（送付）
平成14年1月25日付け都市第517号で提出のありましたこのことについて、別紙のとおり意
見書を作成したので環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替え
て適用される同法第20条第1項の規定により送付します。

担 当 環境生活部環境政策課
環境影響評価班
電 話 (内) 2664

(別紙)

環境影響評価準備書に対する意見書

1 都市計画対象事業の種類及び名称

種類	土地区画整理事業
名称	仙塩広域都市計画（仮称）名取市下増田臨空土地区画整理事業 及び（仮称）名取市関下土地区画整理事業

2 都市計画対象事業実施区域

宮城県名取市下増田、杉ヶ袋及び増田地内

3 都市計画決定権者の氏名及び住所

氏名	宮城県知事 浅野 史郎
住所	仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1

4 知事意見の内容

1) 全般的事項

(1) 事業実施区域は仙台平野の中央部に位置し、名取川と阿武隈川に挟まれたきわめて典型的な水田生態系を有する区域であり、当該事業の実施によりこの典型的な水田生態系を有する場所を南北に分断することとなることから、動物・植物・生態系に対する影響が大きいと予測される。したがって、事業実施に当たっては、この分断による影響について十分予測するとともに、複数案の比較により水田生態系への影響を回避低減させる環境保全措置を講じること。

(2) 事業実施区域内及びその周辺には既存住宅地や小学校等の公共公益施設が存在することから、調査の精度を上げるなど適切に事後調査を行い環境への影響を十分把握するとともに、必要に応じて新たな環境保全措置を実施すること。

(3) 評価書の作成に当たっては、準備書において文献の引用方法や記述内容に不明確又は不適切な表現があることから、これらについて修正するとともに、さらに住民等に理解しやすいよう工夫すること。

2) 個別的事項

(大気環境)

(1) 主要地方道塩釜亘理線の現況の交通量は、その半数以上が大型車で交通量も多い。当該事業では片側1車線の新道を建設し交通処理する計画であるが、供用後において事業実施区域及びその周辺で交通渋滞の発生が懸念されることから、交通量、大型車混入率、飽和度等の交通計画について詳細に記述すること。

(2) 大気質の予測において供用後のNO₂及びSPMの予測分布図を載せること。また、寄与濃度などについて計算過程を明らかにするとともに、その予測結果の妥当性を検証し、詳細に記述すること。

(3) 造成工事は事業実施区域を工区分割し、複数年にわたり施工され、広大な裸地が出現することから、工事車両などから発生する粉じん等の影響に対して環境保全措置を十分実施すること。

(4) 大気質の予測評価に当たっては、国道4号等の位置や風向等の地域特性を考慮して一般環境大気測定局名取局のデータ以外の資料についても追加調査し、また、必要に応じて新たに現地調査を行うなどして、予測及び評価を行うこと。

(水環境)

(1) 工事中の濁水の予測において非造成地から仮設沈砂池に流入するSSの初期濃度を25 mg/lとしているが、非造成地には造成後裸地も含まれることから初期濃度の妥当性を再検討し、予測すること。

(2) 当該事業は平坦地を造成するため、供用後の雨水はほとんど勾配のない水路を流下する計画となっており、洪水時には調整池の背水の影響が函路の上流まで及ぶ恐れがあることから、洪水時の雨水施設の安全性については十分検討すること。

(土壌環境)

(1) 土取場の土壌汚染調査に当たっては、表土のほか碎石も調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 当該事業で使用する盛土材は、名取市内の採石場から採取する砂質土ととしているが、盛土材としての適性について土質試験を実施し検討すること。

(3) 事業実施区域は、比較的地下水位が高く、調整池は現況地盤を掘り下げる計画となっているが、地下水位の低下による調整池周辺への影響が懸念されることから、影響の有無について検討すること。

(4) 現況地盤は砂地盤であり、液状化の危険性が懸念されることから、さらに詳細に検討すること。

(動物・植物・生態系)

(1) 動植物及び生態系への影響の予測に当たっては、類似事例や科学的知見の引用などによりそれぞれの種ごとに生活史や環境要求の特性などを調査し、将来の生息・生育状況を具体的に予測を行うこと。

(2) 動物の予測において事業実施区域周辺に区域内と同様の水田環境が存在し、そこへ移動及び定着することから影響は小さいと予測しているが、その移動方法と移住先の既存個体とのかかり方、さらにその環境が将来どのように維持されていくか可能な限り記述すること。また、この周辺環境が将来とも変化しないとの保証はないことから、事業実施に当たっては区域内に可能な限り生息・生育環境を保全又は創出するよう努めること。

(3) 動物の予測に当たっては、それぞれの種ごとに生息環境に係る行動圏と事業実施区域との面積の比較などを可能な限り定量的に予測評価を行うこと。

- (4) 重要な植物種及び植物群落の予測において調査年により確認できなかったミズアオイ等の植物種及び群落については予測の対象としていないが、埋土種子として存在し今後出現する可能性もあることから、これらについても予測評価を行うこと。
- (5) 動植物の調査結果については、重要な種の同定や選定過程において誤りがあることから、学識経験者等の専門家に意見を聴取し予測評価を行うこと。また、重要な種については、可能な限り県内の分布状況を把握した上で、それぞれの重要度を評価すること。
- (6) 工事の実施による生態系への分断の影響を可能な限り小さくするため、事業実施区域内に生息する動植物が区域外へ逃避しやすいよう工程などの施工計画を十分検討すること。また、供用後においては動物の生息地の分断化の影響を低減するため、動物の移動の実態を踏まえ動物全般が移動可能なルートや回廊を計画するとともに、具体的な計画図を載せること。
- (7) 注目種の環境保全措置については、将来の環境変化を踏まえ、それぞれの種及びその生息基盤である生態系が保全される可能性の程度を可能な限り具体的に記述すること。
- (8) 環境保全措置として下増田調整池にビオトープを創出するとしているが、調整池は水位変動を生じ、また、水質の悪化も懸念されることから、この場所に創出する理由及び将来の動植物の生息・生育状況の予測を具体的に記述すること。
- (9) 環境保全措置としてビオトープを計画するに当たっては、事業実施区域及びその周辺の有する自然環境の特性を十分踏まえ、過去に本県で実施した環境影響評価の事例なども参考に、表土の活用や植栽計画において在来種の導入など現況の土地が有している保全・再生機能が自立的に促進されるような計画・工法を採用すること。また、その際には当該事業における環境保全方針や目標を明らかにした上で、複数案の比較検討を行い、その過程を可能な限り詳細に記述すること。
- (10) 事後調査については、上述の意見を踏まえ、予測、評価及び環境保全措置を見直した上で、再検討すること。また、環境保全措置として設置するビオトープについては、生息・生育状況の環境監視を継続的に行い、その効果を把握するとともに、予測した効果が確認できない場合には、存続可能性分析などその時点での最新の解析手法により予測を行い、必要に応じ新たな環境保全措置を実施すること。

(景 観)

景観の予測に当たっては、工事中及び供用後の仙台空港アクセス鉄道による影響も予測評価を行うこと。

(廃棄物等)

廃棄物の予測に当たっては、処理施設の能力を調査し、工事工程を勘案して工事期間中の最大発生量が処理可能かどうか定量的に予測評価すること。